

正倉院文書の訓読と注釈 月借錢解編 第二分冊

The Japanese Reading of Chinese Texts in the Book of Japanese of Gesshakusen-ge (Part of Shoso-in-monjo)
and Explanatory Notes on it

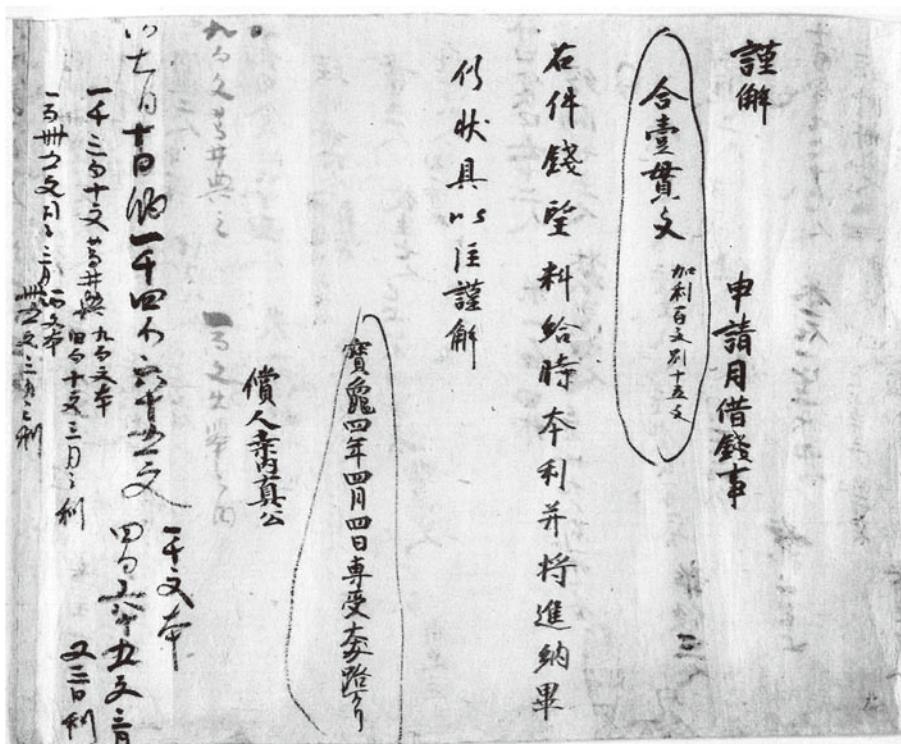
宮川久美
MIYAGAWA Hisami

キーワード 布施 調布 同心 更 画指 指乃里

目 次

はじめに	第一分冊の1
凡例	第一分冊の1
月借錢解について	第一分冊の2
月借錢解の国語的意味	第一分冊の5
参考文献	第一分冊の6
本文編（第三分冊では21～30のみ）	第三分冊の2
補注 1～3	第一分冊の29
補注 4～6	第二分冊の22
参考文献追加	第二分冊の25
月借錢解総目録	第二分冊の26

21 大友路麻呂月借錢解 六ノ五〇九 続修二十四一一二



〔訓読文〕

謹みて解す。 月借錢を請ふ事を申す。

合はせて壹貫文（利は百文別に十五文を加ふ）

右件の錢は料を給はらむ時を望みて本利并せて尙に進納し畢らむ。
仍りて状を具さにして以て注し、謹みて解す。

寶龜四年四月四日 専ら受く 大友路万呂

賃人 梁内真公

〔別筆・朱〕 葛井典之

一百文出舉之内

〔返済記録〕 七月十日を以て一千四百六十五文を納む。 <一千文は本。 四百六十五

文は三月又三日の利>

一千三百十文 葛井典之 〔九百文は本。 四百十文は三月之利〕

一百卅五文は司之三月 <一百文は本。 冊五文は三月之利>

〔注釈〕

右件 二字で「みぎ」と読む。 1の注釈「右件」参照。

望料給時 「望」は「至」「到」に同じ。 料を給わる時になつたら、の意。 1、4の注釈および補注3参照。

本利并 「并本利」が正格の語順。 月借錢解中、30と49の「并加本利」のみ、正格の語順。 1の注釈「本利共備」参照。

状具以注 事の次第を余すところなく記すの意。 日本語の語順となつている。 また、この位置に「以」が来るのも正しくなく、「注状〔謹〕以解」のように、「以解」と書き留めるのが普通である。 23の注釈「状具注」参照。

専受 もはらうく。 大友路万呂が一人でこの借錢を受け取り、債務を負うことを表す。 2の注釈および補注2参照。

謹解 申請月借錢事

(合壹貫文 加利百文別十五文)

右件錢、望料給時、本利并將進納畢、仍狀具以注、謹解、

(寶龜四年四月四日專受大友路万呂)

償人 来内真公

未の九百文葛井典之 一百文出舉之内

以七月十日納一千四百六十五文(一千文奉
四百六十文三月又三日利)

一千三百十文葛井典之(一百文奉
三百文三月之利)

一百卅五文司之三月(一百文奉
五文三月之利)

大友路麻呂 経師・装潢。路万呂にも作る。天平宝字二年から宝亀五年まで見える。月借錢解では21326186に見える。「友」の字は一画多い字体。写真参照。

来内真公 経師。宝亀二年から七年まで奉写一切経所に奉仕した。月借錢解では1521286276879496103に見える。

償人 債務者の逃亡如何に拘わらず支払い保証をする。1の注釈「保」参照。

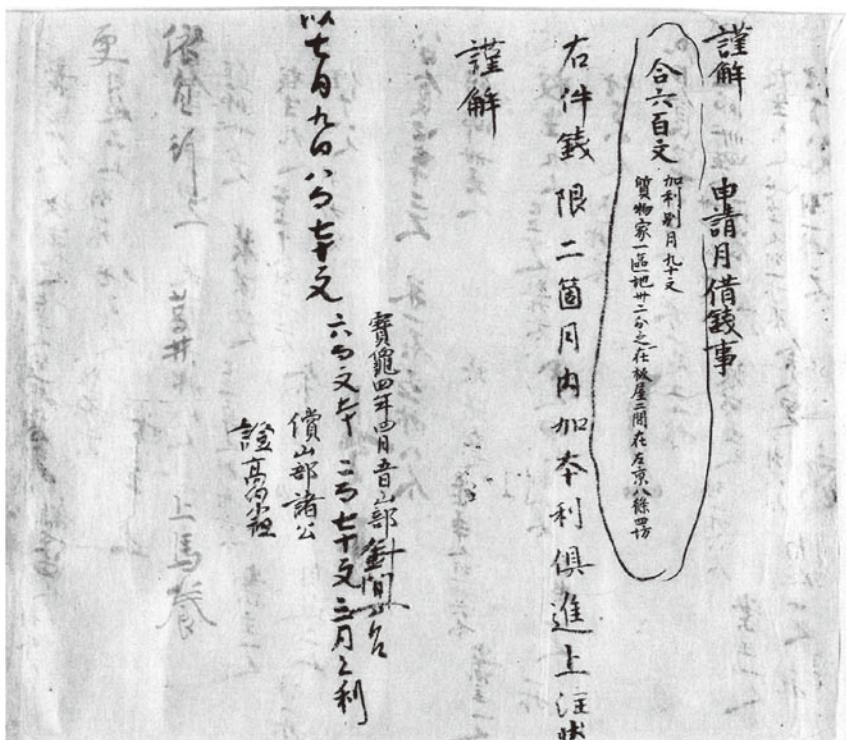
葛井典之 上馬養がこの借錢の財源として造東大寺司主典葛井荒海の名を記したもの(『日本古代の王権と社会』所収 山下有美「月借錢再考」)。3の注釈「一切」および10の注釈「葛井典之」参照。

出舉之内 貸し出す金の財源を示す注記。奉写一切経司から将来された錢。(山下有美「同」) 3の注釈「一切」参照。

一千三百十文葛井典 反済された一千三百十文の収納先が葛井典であることを意味する注記(山下有美「同」)。

一百卅五文司之 反済された一百四十五文が奉写一切経司から将来された錢に属することを意味する注記(山下有美「同」)。3の注釈「一切」参照。

*返済記録「行目「一千三百十文葛井典」の割り注「四百十文」を大日古は「一百十文」に起こすが訂正した。写真参照。



〔訓読文〕

謹みて解す。月借錢を請ふ事を申す。

合はせて六百文（利は別月に九十文を加ふ。質物は家一區 地卅二分之一 板屋二間在り。左京八條四坊に在り。）
右件の錢は二箇月の内を限りて本に利を加へて俱に進上せむ。状を注して謹みて解す。

寶龜四年四月五日 山部針間万呂

償 山部諸公
證 高向小祖

葛井 上馬養

〔別筆一朱〕
〔員に依りて行へ〕

〔別筆二朱〕
〔更」〕

〔返済記録〕
「七月九日を以て八百七十文〔を納む。〕 六百文は本。二百七十文は三月之利」

〔注釈〕

在板屋二間 「在」は「有」の「あり」という訓を介した誤り。

右件 二字で「みぎ」と読む。1の注釈「右件」参照。

山部針間万呂 経師。針間麻呂、播磨万呂、夜部播磨万呂にもつくる。
天平二十年～宝亀五年に見える。月借錢解では22 29 33 61 72 75 76 106に見え

る。

償 債人。債務者の逃亡如何に拘わらず支払い保証をする。1の注釈

〔保〕 参照。

山部諸公 経師。校生。題師。山辺諸君、山辺諸公にもつくる。姓は君また公。天平九年～宝亀七年に見える。月借錢解で見えるのはこのみ。

謹解 申請月借錢事

合六百文

賃物利別一月九十九十文
區地世二分之在板屋二間在左京八條四坊

右件錢限二箇月内、加奉利俱進上、注狀謹解、

寶龜四年四月五日山部針間万呂
以七月九日八百七十文六百文奉
三百七十文三月之利

償

山部諸公

證

高向小祖

上馬養

*
更

葛井

證 事實の有無を証明する人。1の注釈「保」参照。

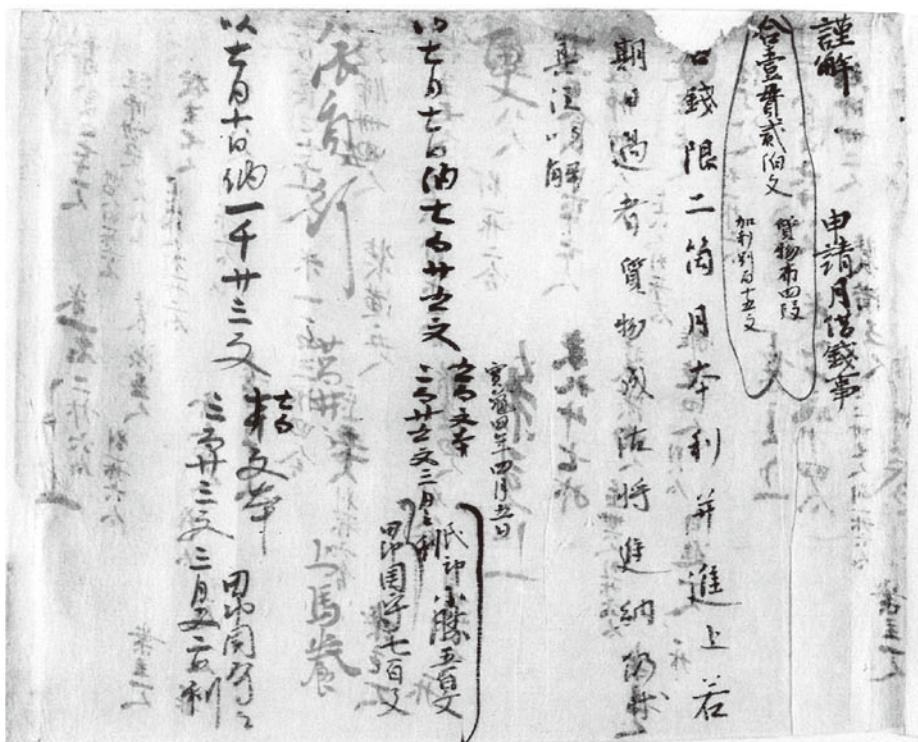
高向小祖 経師。月借錢解では17 19 22 74 75 82 89に見える。子祖父・子父

祖・子祖・少租にも作る。17 参照。

更 更に、の意。すでに借金しているところへ重ねて借金する意か。山

部針間万呂の借錢解は他に、33（宝龜四年四月十日に五十文借りて七月
十三日に返済）、61（宝龜三年九月八日に一貫文借りて十一月二十三日
に八二五文、十二月二十五日に五六五文返済）、106（宝龜六年五月三十
日に二百文借りて七月十四日に二百四十二文返済）の三通残っているが、
22の前にあたる借錢解は残っていない。23の注釈「更」参照。

23 氏部小勝・田部国守月借錢解六ノ五一〇～五一一 続修二十四十四



〔訓読文〕

謹みて解す。 月借錢を請ふ事を申す。

合はせて壹貫貳百文へ質物は布四段。 利は別百に十五文を加ふ。 <ひゃくじよじよ>

右の錢は二箇月を限りて本利并せて進上せむ。 若し期日過ぎな者質物を成し沽りて將に進納せむ。 仍りて状を具さに注して以て解す。

寶龜四年四月五日

氏部自署「小勝」

五百文

田部自署「国守」

七百文

〔別筆一・末〕

員に依りて行へ 葛井之 上馬養

〔別筆二・末〕

七月七日を以て七百廿五文を納む。 〔五百文は本。 三百廿五文は三月

之利〕

〔別筆三・末〕

七月十日を以て一千廿三文を納む。 〔七百文は本。 三百廿三文は三月

又一日の利〕 田部国守之

〔注釈〕

壹貫貳百文 「百」の字体は一画少ない字体。写真参照。

別百 百文ごとにの意。 正格の漢文では「百別」とあるべき。補注1参考照。

二箇月 「箇」の字体は「筒」に作る。写真参照。

本利并 「并本利」が正格の語順。月借錢解中、30と49の「并加本利」のみ、正格の語順。1の注釈「本利共備」参照。

若期日過者 1の注釈「若過期限」参照。

質物成沽 質物を売って金に換えての意。語順は「成沽質物」が正格。

1の注釈参照。

謹解 申請月借錢事

合壹貰貳伯文
加利別百四十五文

右錢限二箇月、奉利并進上、着期日過者、質物成沽、將進納、仍狀具注、以

*
解、
更

寶龜四年四月五日

以七月七日納七百廿五文(五百文奉
三百廿三文三月又二日利)

氏部小勝五百文

田部國守七百文

*
依貞行

葛井之

上馬養

田部國守之

田部國守 経師。田辺にも作る。月借錢解では142375に見える。『大日本古文書』は「國」に翻刻するが、くにがまえに王である。写真参照。

更 更に、の意。田部國守は14の借錢解によると宝龜三年十二月二十八日に五百文借り、同年四月四日に本利併せて六百九十五文返済している。23で借りる七百文がそのままその返済に充てられたのではないかと推定される。五日に借りた金で四日に返済できるのか、という問題があるが、國守の手には金が渡らないまま、何らかの帳簿の操作が行われたのではないかと思われる。別筆1と2は明るい朱で書かれており(『正倉院古文書影印集成』解説による)、同時期に書かれたかと思われる。

葛井之 上馬養がこの借錢の財源として造東大寺司主典葛井荒海の名を記したもの(『日本古代の王権と社会』所収 山下有美「月借錢再考」)。3の注釈「一切」および10の注釈「葛井典之」参照。

状具注 事の次第を余すところなく記すの意。日本語の語順である。正格の漢文では「具注状」となるべきところであり、月借錢解中14275179が正しく表記しているが、「状具注」(2338103)、「注具状」(981)、「注状具」(576186)とするものや「注事状具」(49)、「状具以注」(21)などという例もある。

氏部小勝 装潢。氏男勝、宇治部男勝にも作る。13で八木宮主の償人となっている。13の注釈参照。

訓読文

謹みて解す。 借錢を請ふ事を申す。

合はせて壹百肆拾文

右件の錢者來たる五月之内に員に依りて本利共に將に進納せむ。

仍りて具さに事の状を注して以て解す。

謹解
申請借錢事
合壹百肆拾文

右件錢者來五月之内依貞

本利共將進納仍注具事狀解

寶龜四年四月六日財穢足

寶龜四年四月六日 財穢足
證人 大伴淨人

同日を以て壹百文を下し充つ

上馬養

返済(一・未)

八十日(二・未)

九月卅日に二百文を納む。 <一百文は本。 一百文は利。 五月又廿日>

注釈

財穢足

校生。 宝龜三年から宝龜七年に見える。 宝龜四年から宝龜七年に多くの写経生の手実を勘した記録がある。

右件 二字で「みぎ」と読む。 1の注釈「右件」参照。

本利共 元本も利息もともに。 1の注釈「本利共備」参照。

注具事狀 「具注事狀」が正格の漢文の語順。 23の注釈「状具注」参照。

證人 事実の有無を証明する人。 1の注釈「保」参照。

大伴淨人 経師・校生。 大伴部淨人・大伴清人にもつくる。 天平勝宝

二年、 東大寺写経所に出仕し、 手実がある。 宝龜三年～七年にも手実がある。 宝龜六年二月、 仕丁の交替の解に「勘 大伴淨人」と自署、 六年～七年には手実の他、 写経生手実帳に「勘」と署名が多数ある。 月借錢解では24の他、 49（知申給人）、 102（徵納）、 105（證人）、 107（徵成將）

進人)とある。奉写一切経所でも写經に従事しながら、事務取扱の仕事もしていたかと思われる。

謹解 申請借錢事

合壹伯肆拾文

有件錢者、來五月之内、依貪本利共將進納、仍注具事狀、以解、

寶龜四年四月六日財穢足

證人大伴淨人

*以同日下充壹百文

上馬養

*八十日利五十五文
九月廿日納二百文
百文利一本
五月廿日

25 置始清足月借錢解 六ノ五一二～五・三 続修二十四一五

〔訓読文〕

謹みて解す。月借錢を請ふ事を申す。

合はせて肆佰文へ利は一月に百文の錢に十五文を加ふ。質は布貳端
みぎ 右件の錢は料を給はらむ日に即ち質に進れる布矣賣り成し、本利を加
へて必ず將に進上せむ。仍りて事の状を注して謹みて以て解す。

寶龜四年四月六日 専ら請く 置始清足

償 常乙足

謹解 申請月借錢事
利一月百文錢加十五文 質布貳端

右件錢料給日昂貨進布矣賣成加

〔別筆・朱〕
 「更」

〔別筆・朱〕
 依員行 葛井典之 上馬養

〔返済額・朱〕
 「七月十二日を以て五百八十五文を納む。〈四百文は本。一百八十五文
 は三月又三日の利〉」

寶龜四年四月六日專請置始清足

〔注釈〕

右件二字で「みぎ」と読む。1の注釈「右件」参照。

料給日 14の注釈および補注参照。

置始清足 校生。淨足にも作る。宝龜三年四五年に見える。月借錢解
 では2543に見える。

償 債人。債務者の逃亡如何に拘わらず支払い保証をする。1の注釈
 「保」参照。

常乙足 經師。名を弟足にも作る。宝龜元年～四年に見える。月借錢解
 では10253239に見える。

質進布矣賣成 質に進つておいた布を売り成して、の意。格助詞「を」
 を表すのに「矣」を用いている。「地矣阿多良斯登許曾」「賢木」
 矣根許士爾許士而」（『古事記上卷』）のように日本語の表現をする例

謹辭 申請月借錢事

◎合肆伯文利 一月百文錢加十五文 質布貳端

*
右件錢料給日、即質進布矣、賣成加本利、必將進上、仍注事狀、謹以辭、
更

寶龜四年四月六日專請置始清足

謹辭 申請月借錢事

◎合肆伯文利 一月百文錢加十五文 質布貳端

*
右件錢料給日、即質進布矣、賣成加本利、必將進上、仍注事狀、謹以辭、
更

寶龜四年四月六日專請置始清足

と同じ。「布」は「賣成」の下に来るのが正格の漢文の語順だが、日本語の語順になっている。正格の漢文ならば、「以質布壳」となるところである。
専請 もはらうく。置始清足が一人で標記の錢を受け取ったの意。補注
2 参照。

更 さらに。223の注釈参照。

葛井典之 上馬養がこの借錢の財源として造東大寺司主典葛井荒海の名を記したもの（『日本古代の王権と社会』所収 山下有美「月借錢再考」）。3の注釈「一切」および10の注釈参照。

訓読文

船木麿謹みて解す。月借錢を請ふ事を申す。

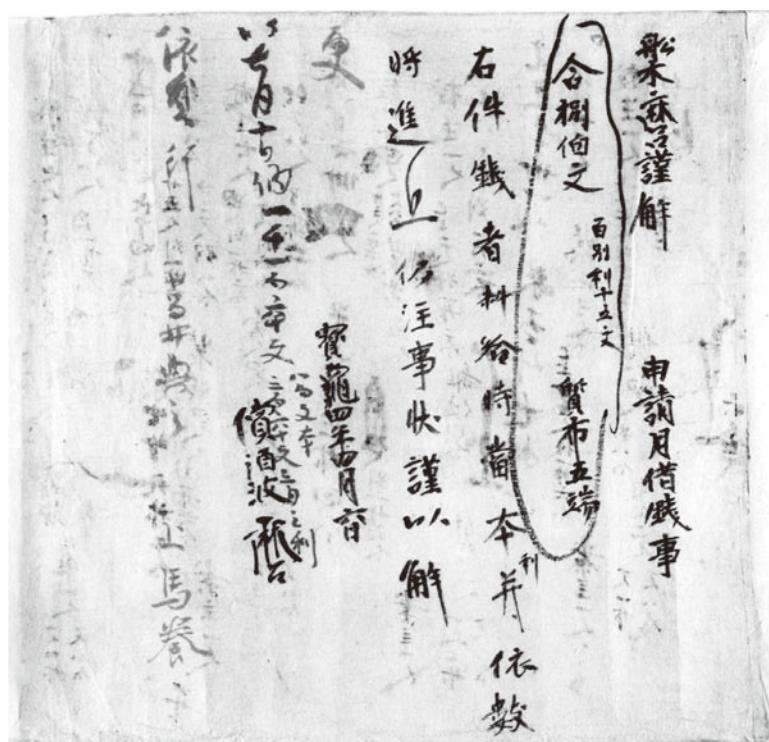
合はせて捌併文（百別に利は十五文）質は布五端

右件の錢者料を給はらむ時に當りて本利并せて數に依りて將に進上せむ。

仍りて事の状を注して謹みて以て解す。

寶龜四年四月六日

償 酒波麿



注釈

〔別筆一・朱〕

〔員に依りて行へ 葛井典之 上馬養〕

〔返済目録・朱〕
七月十日を以て一千一百六十文を納む。〈八百文は本。三百六十文は

三月之利〉

右件 二字で「みぎ」と読む。1の注釈「右件」参照。
料給時當 日本語の語順となつてゐる。1、4の注釈および補注3参照。
本利并 「并本利」が正格の語順。月借錢解中、30と49の「并加本利」のみ、正格の語順。1の注釈「本利共備」参照。

償 儻人。債務者の逃亡如何に拘わらず支払い保証をする1の注釈「保」
参照。

酒波麿 『大日本古文書』中、ここのみに見える。あるいは「酒波家
麿」の「家」を脱したものか、と『日本古代人名辞典』に言う。酒浪家

麻呂は498610に見える。経師。酒浪にも、家万呂にも作る。宝龜二年(571)
六年に見える。

船木管謹解 申請月借錢事

(◎合捌伯文 百別利十五文) 質布五端

右件錢者、料給時、當奉并依數將進上、仍注事狀、謹以辭、

*
更
寶龜四年四月六日

*
以七月十日納一千二百六十文八百文奉
三百六十文三月之利 償

酒 波 管

*
依貞行 葛井典之 上馬養

更さらに。223の注釈参照。

葛井典之 上馬養がこの借錢の財源として造東大寺司主典葛井荒海の名を記したもの(『日本古代の王権と社会』所収 山下有美「月借錢再考」)。3の注釈「一切」および10の注釈参照。

〔訓読文〕

謹みて解す。 月借錢を請ふ事を申す。

合はせて伍佰文「一月に百文別に十五文の利を加ふ。」

右件の錢は今請ひて、夏の衣を裁ち給はむ「時に」到りて本に利加へて
將に數の如く進り畢らむ。具さに状を注して謹みて解す。

寶龜四年四月五日 白髮部節磨（貳百文）

秦廣津（貳百文）

早部名吉（伍百文）

參人同心

〔別筆・朱〕員に依りて行へ 葛井典 上馬養

〔注釈〕

申月借錢請事

語順が定型からはずれている。「申請月借錢事」とする

のが定型で、日本語の語順にひかれた誤りであろう。借錢解で「請」の
位置を誤った例は他には202の「申出舉錢請事」のみ。

十五文利加 「加十五文利」とすべきところ、日本語の語順にひかれた
誤り。四行目では「加利」としている。

右件 二字で「みき」と読む。1の注釈「右件」参照。

請今 「今請」が正格の漢文の語順。

到夏衣裁給 「到裁給夏衣」が正格の漢文の語順。夏の衣を裁つて給わ
る時になつたら、の意。4の注釈「當料給時」および補注3参照。

謹解 申月借錢請事

合伍佰文 一月百文別十五爻利加

右件錢請今到夏衣裁給、奉加利將數如進畢、具注狀謹解、

寶龜四年四月五日白髮部節齋貳百文

*不用

秦廣津貳百文

旱部名告佰文

參人同心

上馬養

秦廣津 木工。天平宝字六年から宝龜四年に見える。石山寺造営に従事した。月借錢解ではここのみ。

旱部名吉 9にも見える。

參人同心 三人が連帯して返済義務を負う意。9の注釈の「右件六人等生死同心」および補注6参照。

「參」の字体については、小野田光雄『古事記・訣日本紀・風土記ノ文献学的研究』所収「風土記の「參」と「叅」について」、桑原祐子『正倉院文書の国語学的研究』参照。

葛井典 上馬養がこの借錢の財源として造東大寺司主典葛井荒海の名を記したもの（『日本古代の王権と社会』所収 山下有美「月借錢再考」）。3の注釈「一切」および10の注釈参照。

*異筆「不用」の文字あり。写真参照。

官人は官位に応じて季禄すなわち春夏の禄を一月に、秋冬の禄を八月に給せられた（禄令2）。この月借錢解を提出した三人は写經に従事した者ではないため布施の布を担保にすることができず、季禄を担保にしたのだろう。9 18 参照。

數如 「如數」の誤り。この解は全体に日本語の語順による表記が多い。

この解文の作成者の漢文の知識・書記能力のほどが窺われる。

白髮部節齋 ここのみに見える。

秦廣津 木工。天平宝字六年から宝龜四年に見える。石山寺造営に従事

訓読文

出雲乎麻呂謹みて解す。月借錢を請ふ事を申す。

合はせて二百文 〔別月に利は卅文〕 質は調布一端。

出雲乎麻呂謹解 申請月借錢事

合二百文

別月利廿文

質調布一端

右件錢陸料給時本利並将進上

仰注狀謹以解

寶龜四年四月六日

寶龜四年四月六日
償人 菓内真公

〔別筆・朱〕
〔返済既終・朱〕
七月九日を以て二百九十文を納む。〔二百文は本。九十文は三月之利〕

注釈

〔別筆・朱〕
〔返済既終・朱〕
〔葛井典之 上馬養〕

出雲乎麻呂 経師。小万呂・雄麻呂にも作る。月借錢解では20 28 34 37 65に見える。20 参照。

別月 月ごとに、一月につき、一月あたり、の意。正格の漢文の語順では「月別」。1の注釈・補注1参照。

調布 養老元年十二月二日格によって長さ四丈二尺、闊二尺四寸を一端と改正された。月借錢を布で返済する場合の一端の値は錢二百文である(39 40 85)。

右件 二字で「みぎ」と読む。1の注釈「右件」参照。

望料給時 「望」は「至」「到」に同じ。料を給わる時になつたら、の意。1の注釈「料給時」、4の注釈「当料給時」および補注3参照。

本利並 本も利も両方とも。2の注釈および1の注釈「本利共備」参照。
償人 債務者の逃亡如何に拘わらず支払い保証をする人。1の注釈

出雲乎營謹解 申請月借錢事

合二百文別月利廿文 質調布一端

右件錢望料給時、奉利並將進上、仍注狀謹以解、

寶龜四年四月六日

償人 来内真公

依貟行 葛井典之

上馬養

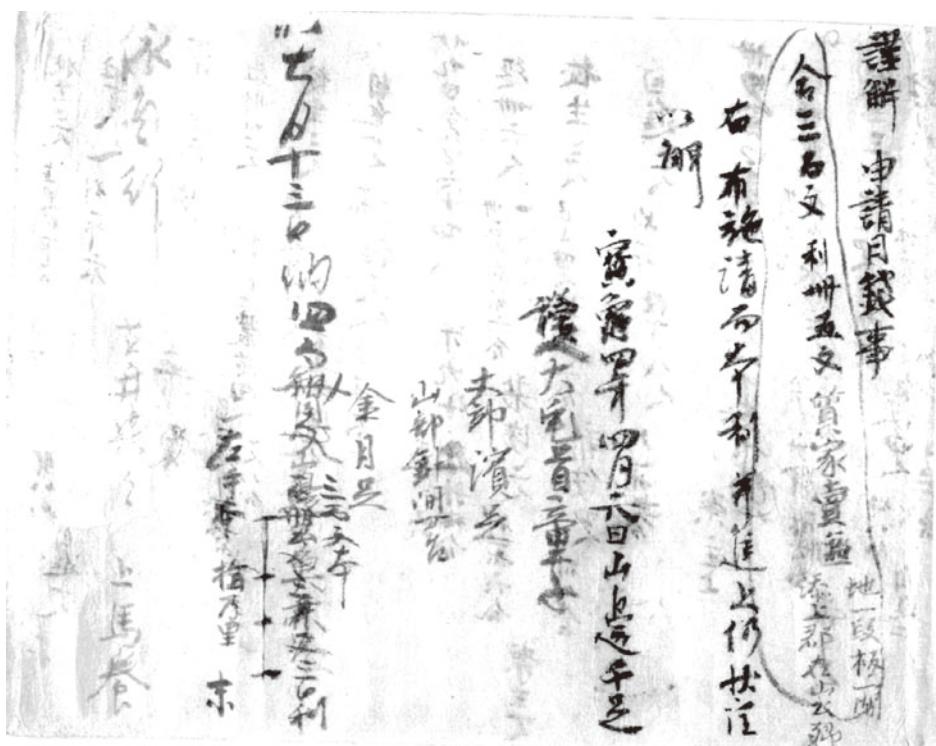
*
以七月九日納二百九十文二百文奉
九十文三月之利

「保」参照。

来内真公くはつのまきみ 経師。宝龜二年から七年まで奉写一切経所に奉仕した。月借

錢解では15 21 28 62 76 87 94 96 103に見える。

葛井典之ふぢゐのきくわんなり 上馬養がこの借錢の財源として造東大寺司主典葛井荒海の名を記したもの（『日本古代の王権と社会』所収 山下有美「月借錢再考」）。3の注釈「一切」および10の注釈参考。



訓読文

謹みて解す。月〔借〕錢を請ふ事を申す。

合はせて三百文〔利は冊五文〕質は家壹區〔地は一段、板〔屋〕一間添上郡山公郷に在り。〕

右、布施を請ひて本利并せて進上せむ。仍りて状す。謹みて以て解す。

寶龜四年四月六日 山邊千足

證人 大宅首童子

丈部濱足

山部針間万呂

金月足

知同心山邊公魚麻呂

金月足

上馬養

葛井典之

上馬養

金月足

左馬養

金月足

左馬養

金月足

左馬養

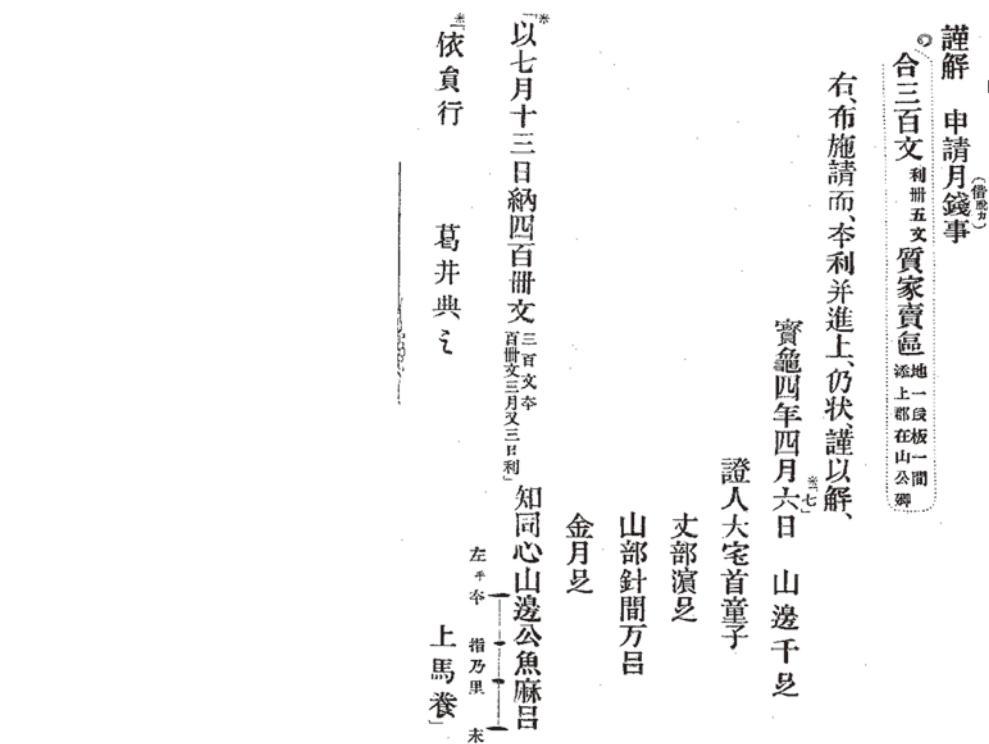
金月足

左馬養

注釈

「壹」の字形、誤りと見て改めた。写真参照。

板一間 「板屋○間」とするのがほとんどで（9 19 21 22 29 52 56 59 62 74 79）「板屋一間」とすべきところ「屋」を脱したものと思われる所以補つた。67のみ、「質物佐村板一間屋」とする。



添上郡在山公郷 正格の漢文では「在」は「添上郡山公郷」の上に来る。
布施請而 語順が日本語の語順になつてゐる。正格の漢文では「請布
施」。「而」は日本語の接続助詞「して」を漢字で表記したもの。漢文
としては不用。このような「而」は、月借錢解中、5 「並本利而」、7
「當料給日而」、29 「布施請而」、51 「同心而」、80 「月借受給而」、
107 「成而」などがある。

本利并 「并本利」が正格の語順。月借錢解中、30と49の「并加本利」
のみ、正格の語順。1の注釈「本利共備」参照。

山邊千足 経師。山部にも作る。天平九年から宝亀五年まで見える。月
借錢解では29 36に見える。

證人 事実の有無を証明する人。1の注釈「保」参照。

大宅首童子 経師。勝宝元年（宝亀七年）に見える。月借錢解では29 45
に見える。

丈部濱足 経師。天平勝宝六年から宝亀六年までに見える。月借錢解
では29 34 52 62 66 75 91 104 106に見える。

山部針間万呂 経師。月借錢解では22 29 33 61 72 75 76 106に見
える。22 参照。

金月足 経師。月借錢解では3 29 42 52 66 68 83 91 101 104に見
える。3 参照。

知同心 「知」は事務取扱者として勘知している、の意。しかし、
山邊公魚麻呂の名が見えるのはここのみで、他に事務取扱をしていた様
子はない。また、画指は魚麻呂のものと見られ、そうすると、魚麻呂は
字が書けないと考えられる。同じ山邊姓なので、同族と見られ、「同
心」を「知る」者として画指したか。（「同心」については9の注釈の
「右件六人等生死同心」および補注6 参照。）
山邊公魚麻呂 名が見えるのはここのみ。

画指 無筆のため署名できない者が署名の代わりに指の関節の位置を記したもの。他に「曰佐真月土師石国等解」（『大日本古文書』五一二六〇頁）の材木の請負契約書や「伊賀国阿拝郡柘植郷墾田賣買券」（『大日本古文書』三一三三四頁）の土地売買の契約書などがある。後者には「左手食指」とある。敦煌の契約文書にも見える。

指乃里 ゆびのり 「のり」は「道のり」の「のり」と同じ。長さ、距離。『類聚名義抄』に「程」を「ホド、ノリ、ハカル」などと訓む。
葛井 典之 上馬養がこの借錢の財源として造東大寺司主典葛井荒海の名を記したもの（『日本古代の王権と社会』所収 山下有美「月借錢再考」）。3の注釈「一切」および10の注釈参照。

*返済記録は「知同心山邊公魚麻呂」の上に重ね書きされている。

謹みて解す。月借錢を請ふ事を申す。

合はせて陸佰文（月別に九十文）

右の錢者料を給はらむ日に至りて本利并せて進上せむ。仍りて状を注して以て解す。

寶龜四年四月八日 箭集笠麻呂 專ら請く

〔別筆・朱〕員に依りて行へ 葛井典之 債 輩浦継手 上馬養」

〔返済記録〕「七月九日を以て八百七十文を納む。〔六百文は本、三百七十文は三月之利〕」

注釈

陸佰文 「「佰」の字体は一画少ない字体。写真参照。」

箭集笠麻呂 經師。矢集、笠万呂にもつくる。宝龜三年～六年に見える。

償 債人。債務者の逃亡如何に拘わらず支払い保証をする。1の注釈

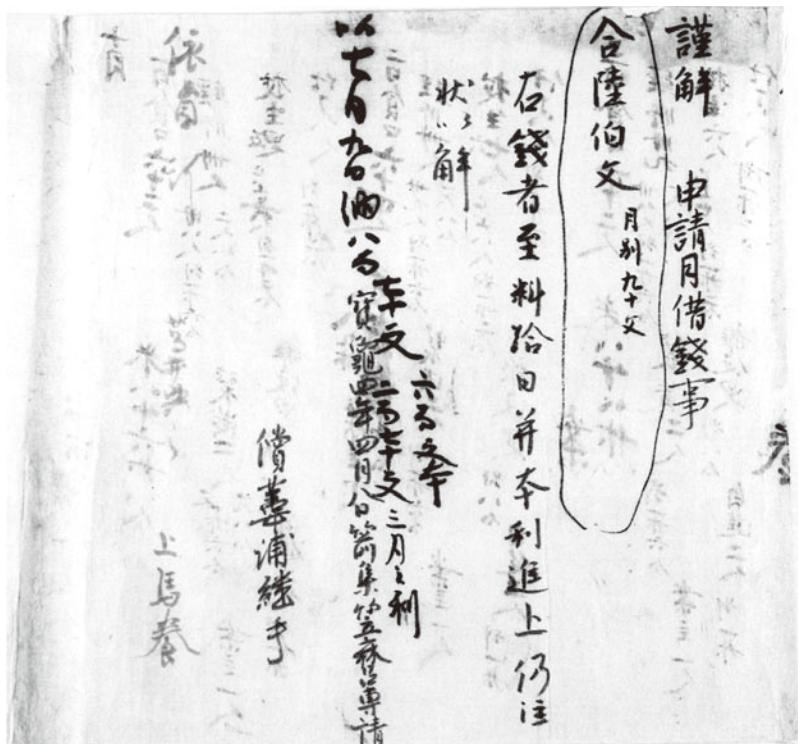
「保」参照。

輩浦継手 経師。輩占にもつくる。宝龜三年～六年東大寺写経所に出仕した。月借錢解では30465887に見える。

月別 月ごとに、一月につき、一月あたり、の意。1の注釈・補注1参考。

至料給日 1、4の注釈および補注参照。

本利并 「并本利」が正格の語順。月借錢解中、49の「并加本利」のみ、正格の語順。1の注釈「本利共備」参照。



謹解 申請月借錢事

合陸伯文 月別九十文

右錢者至料給日并奉利進上仍注狀以解、
以七月九日納八百七十文二六百文本
十文三月之利

寶龜四年四月八日箭集笠齋專請

償葦浦繼手

上馬養

専請 「専請○○」(2546)、「○○専請」(30)、「専請人○○」(57)、「専受○○」(22136374952667490)「専受人」(68)、「専○○」(53)「専給○○」(32)のバリエーションがある(○○はその錢を借り受けた人の名)。「請」と「受」は同じく、「うく」と読んでよいと思われる。補注²参照。

葛井典之 上馬養がこの借錢の財源として造東大寺司主典葛井荒海の名を記したもの(『日本古代の王権と社会』所収 山下有美「月借錢再考」)。3の注釈「一切」および10の注釈参照。

*依貞行 葛井典之

付記

写真は宮内庁正倉院事務所編『正倉院古文書影印集成』(八木書店)を用いた。釈文は、東大資料編纂所『大日本古文書(編年)』の釈文を原文の体裁のまま転載した。八木書店・東大資料編纂所には転載許可を頂いた。正倉院事務所には届け出た。いずれも便宜を図っていただき感謝いたします。

本書は、奈良女子大学大学院人間文化研究科博士後期課程の松尾良樹教授の授業「中國言語文化構造論」において、松尾教授の指導の下、桑原祐子氏、黒田洋子氏、中川ゆかり氏、田川真千子氏の助言を得て成ったものである。また、清水絢子氏の助力を得た。ここに記して感謝の意を表します。

(一〇一二年二月九日補訂)